

## つがる西北五広域連合病院事業臨時的任用職員管理規程

平成 25 年 3 月 25 日

病院事業管理規程 第 1 号

つがる西北五広域連合病院事業臨時的任用職員管理規程（平成 24 年病院事業管理規程第 26 号）の全部を改正する。

つがる西北五広域連合病院事業における臨時的任用職員の任用、給与その他の身分の取扱いについては、つがる西北五広域連合臨時的任用職員管理規程（平成 25 年つがる西北五広域連合訓令第 1 号）の例による。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。